

平成 29 年 5 月 15 日

適格消費者団体の認定について

—16 団体目の適格消費者団体を認定しました—

平成 29 年 5 月 15 日、消費者契約法の規定に基づき、「特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわ」を適格消費者団体として新たに認定しました。今後、この適格消費者団体は消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律及び食品表示法の規定による差止請求権を行使することが可能となります。

<新たに認定した団体の概要>

団体名 特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわ
(法人番号 5220005007848)

理事長 橋本 明夫

住 所 石川県金沢市古府二丁目 189 番

差止請求関係業務を行う事務所の所在地 石川県金沢市古府二丁目 189 番

申請日 平成 29 年 1 月 31 日

目 的 この法人は、消費者の権利の確立に関して、消費者や消費者団体・消費者問題専門家・関係諸機関等が連携・連絡・助言・相互援助等を図りつつ、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者被害の未然防止、及び被害救済に関する事業を行い、消費者全体の利益擁護を図り、消費生活の安定向上ならびに消費者市民社会の形成に寄与することを目的とする。(定款第 3 条)

活動実績 電力会社に対する遅延損害金条項、ケーブルテレビ等事業者に対する違約金条項及び解除権を制限する不当条項等、結婚相談所運営事業者に対する中途解約条項及び特定継続的役務の提供開始前の違約金条項等並びに中古車販売事業者に対する免責条項等に関する申入れ 等

認定をした日 平成 29 年 5 月 15 日 [申請書類の補正に要した日数 22 日]
(認定の有効期間は、平成 32 年 5 月 14 日まで)

以上

本件に関する問合せ先
消費者庁消費者制度課
TEL : 03(3507)8800 (代表)